

海老名市地域緑化事業奨励金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市地域緑化事業奨励金の実施にあたり、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の算出方法を定める。

(補助金算出項目)

第2条 補助金算出の基準となる項目は次のとおりとする。

- (1) 緑地等整備
- (2) 緑地等管理
 - ア 実施面積
 - イ 登録人数
 - ウ 支出額
 - エ 活動期間

(緑地等整備算出方法)

第3条 緑地等整備を実施した登録団体については、その整備面積に応じて次の各号のとおり補助金を交付することとする。

- | | | |
|-----|-------------|---------|
| (1) | 100㎡以上 | 30,000円 |
| (2) | 50㎡以上100㎡未満 | 25,000円 |
| (3) | 5㎡以上50㎡未満 | 20,000円 |

(緑地等管理算出方法)

第4条 緑地等管理を実施した登録団体については、第2条第2号アからウの項目について、その実績に応じて別表1に基づき評価を判定し、それぞれの評価の点数を加算し評価点を決定する。

- 2 前項で定めた評価点を別表2で判定し、補助金額の基準額を算出する。
- 3 前項で算出した基準額に活動期間が6ヶ月未満の登録団体については0.5を、活動期間が6ヶ月以上の登録団体については1を乗じ交付する補助金額を決定する。

別表 1 (第 4 条関係) 緑地等管理実績評価判定表

項目\評点	3	2	1
実施面積	100㎡以上	50㎡以上 100㎡未満	5㎡以上 50㎡未満
人数	50人以上	30人以上 50人未満	5人以上 30人未満
支出額	50,000円以上	30,000円以上 50,000円未満	21,000円以上 30,000円未満

別表 2 (第 4 条関係) 補助金額基準額算出表

評価点	奨励金額
9 点	35,000円
8・7 点	31,000円
6・5 点	26,000円
4・3 点	21,000円